

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額は贈与額との供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力注3) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
リベリア	リベリア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とリベリア共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な商政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	250,000千円 -----	2019.4.8 モンロビア (同日)	日本側 姫野勉在リベリア大使 リベリア側 ベンソンガー・M・フナインドリー外務大臣	2019.4.18 133号
リベリア	リベリア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とリベリア共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な商政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	200,000千円 -----	2019.10.7 モンロビア (同日)	日本側 姫野勉在リベリア大使 リベリア側 ベンソンガー・M・フナインドリー外務大臣	2019.11.11 196号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、定めないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。